

山梨県公報

号外第八十九号

平成二十二年

十二月二十四日

金 曜 日

目 次

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例	一
特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	三
山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	四
山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例	四

条例のあらまし

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例(条例第四十三号)(産業人材課)

- 1 労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、中小企業の事業主等の行う職業訓練を支援するとともに、技能検定試験を実施するための施設として、中小企業人材開発センターを設置することとした。
- 2 1の施設の名称及び位置を次のとおりとすることとした。
 - (一) 名称 山梨県立中小企業人材開発センター
 - (二) 位置 甲府市
- 3 センターの管理について次の事項を定めることとした。
 - (一) 指定管理者による管理
 - (二) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (三) 指定管理者の指定の手続
 - (四) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
 - (五) 利用料金
 - (六) 事業報告書の作成及び提出

- 4 経過措置として、施行日前においても3(一)及び(三)の例により指定管理者の指定の手続を行うことができることとした。
- 5 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。ただし、4について

は、公布の日から施行することとした。

特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)(人事課)

- 1 特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、次の改正を行うこととした。
 - (一) 知事の退職手当の支給割合を〇・六二月份に引き下げることとした。
 - (二) 教育長の退職手当の支給割合を〇・二七月份に引き下げることとした。
 - (三) 常勤監査委員の退職手当の支給割合を〇・一四月份に引き下げることとした。
 - (四) 公営企業管理者の退職手当の支給割合を〇・二八月份に引き下げることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)(人事課)

- 1 特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会及び公安委員会の委員長及び委員、労働委員会の会長、公益委員、労働者委員及び使用者委員並びに監査委員の議会議長及び識見者委員の月額報酬制について、月額報酬制に改めることとした。
- 2 1の委員等の一箇月当たりの報酬額は、当分の間、現行の報酬月額を上限とする」とした。
- 3 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例(条例第四十六号)(健康増進課)

- 1 子宮頸がん並びにヘモフィルスインフルエンザ菌b型及び肺炎球菌による小児の感染症に係るワクチンの接種の促進することにより、これらの疾病を予防するため、山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
- 3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
- 4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。

条 例

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例をここに公布する。
平成二十二年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十三号

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例

(設置)

第一条 労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、中小企業の事業主等の行う職業訓練を支援するとともに、技能検定試験を実施するための施設として、中小企業人材開発センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 中小企業人材開発センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立中小企業人材開発センター
位置 甲府市

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に山梨県立中小企業人材開発センター(以下「センター」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第六条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(この日が日曜日である場合を除く。)
- 二 十二月二十八日から翌年一月四日まで(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用時間)

第七条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者(次条並びに第十条第一項及び第三項において「利用者」という。)は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、利用者が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十条 利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

3 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、利用者の責に帰することができない理由によりセンターを利用することができなくなったときは、その

全部又は一部を還付することができる。
 4 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十一条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(委任)

第十二条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、第三条及び第五条の規定の例により、センターの管理に関し、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

別表(第十条関係)

一 会議室、研修室、実習室及び多目的実習場を利用する場合

施設区分	利用区分			
	午前	午後	夜	全日
会議室	二、五五〇円	三、三七〇円	四、一八〇円	一〇、一〇〇円
研修室(第一)	一、七四〇円	二、二四〇円	二、七六〇円	六、七四〇円

七研修室を除く。

施設区分	多目的実習場		視聴覚室兼大研修室	実習室	第七研修室
	半面	全面			
多目的実習場	一、二二〇円	二、四四〇円	五、九二〇円	二、五五〇円	二、三五〇円
研修室	一、六三〇円	三、二六〇円	七、八五〇円	三、三七〇円	三、〇六〇円
実習室	二、〇四〇円	四、〇八〇円	九、七九〇円	四、一八〇円	三、七八〇円
第七研修室	四、八九〇円	九、七八〇円	二二、五六〇円	一〇、一〇〇円	九、一九〇円

二 設備器具を利用する場合

品名	単位(一回につき)	金額
プロジェクター	一式	一、五三〇円

備考 電気を使用する機械器具を持ち込んで利用する場合には、利用電力량一キロワット時までごとに一〇〇円を徴収する。

特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

山梨県条例第四十四号

山梨県知事 横内正明

特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中、「百分の六十五」を、「百分の六十二」に改め、同項第三号中

「百分の三十五」を「百分の二十八」に改め、同項第四号中「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

(山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の三十」を「百分の二十七」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十五号

山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和三十八年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

別表教育委員会の項中「月額」を「日額」に、「二二二、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改め、同表選挙管理委員会の項中「一七七、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改め、同表人事委員会の項及び公安委員会の項中「二二〇、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一七七、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改め、同表労働委員会の項中「二一〇、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「一七七、〇〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「一五三、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に、「日額」を「同」に改め、同表監査委員の項中「月額」を「日額」に、「一一一、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改め、同表収用委員会の項中「日額」を「同」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例第一条の規定により教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会及び公安委員会の委員長及び委員、

労働委員会の会長、公益委員、労働者委員及び使用者委員並びに監査委員の議会選出委員及び識見者委員に支給すべき一箇月当たりの報酬の額がこの条例による改正前の山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例第二条第一項の規定を適用するとしなければこれらの者に支給すべきこととなる報酬額を超える場合は、これらの者に支給すべき一箇月当たりの報酬の額は、当分の間、同項の規定を適用するとしなければこれらの者に支給すべきこととなる報酬額とする。

山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十六号

山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例

(設置)

第一条 子宮頸がん並びにヘモフィルスインフルエンザ菌b型及び肺炎球菌による小児の感染症に係るワクチンの接種を促進することにより、これらの疾病を予防するため、山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番